

医療制度改正

その6

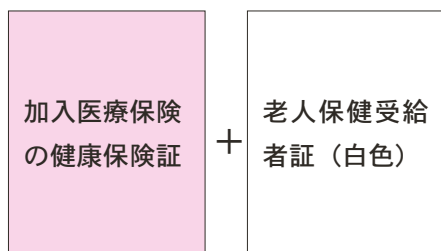
75歳以上の人の保険証が 新しくなります

4月1日から、後期高齢者医療制度が始まります。今月号では、「後期高齢者医療被保険者証」についてお知らせし、また問い合わせの多い質問についてお答えします。

医療機関等の受診

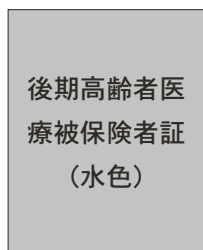
75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があり老人保健の該当となっている人は、4月1日から、岡山県後期高齢者医療広域連合が発行する「後期高齢者医療被保険者証」を医療機関等の窓口で提示し受診することとなります。

＜平成20年3月まで＞



1割または3割負担

＜平成20年4月から＞



1割または3割負担

被保険者証の発送

「後期高齢者医療被保険者証」(水色)は、一人に1枚交付されます。平成20年4月1日現在で該当する人には、3月中旬に送付されます。

また、平成20年4月2日以降に75歳になる人は、75歳到達日までに送付されます。

今までの老人保健医療受給者証、加入していた医療保険の被保険者証(高齢受給者証など)は使えなくなりますので、加入していた保険者の指示に従って返却してください。

後期高齢者医療制度Q&A

Q 75歳になり、後期高齢者医療制度に移るときの手続きは？

A 自動的に移行するため、手続きは必要ありません。ただし、その人の扶養であった75歳未満の人は、国民健康保険や社会保険などへの加入手続きが必要となります。

国民健康保険被保険者証を送付します

新しい被保険者証(カード型)を、3月下旬に世帯主あてに郵送します。住所氏名、生年月日等に誤りがないかをご確認ください。今回の有効期限は、平成20年9月30日です。

※平成20年9月30日までに75歳になる人、65歳になる退職被保険者の人は有効期限が異なります。詳しくは被保険者証に同封している文書をご覧ください。

○古い被保険者証は、市民課、各地域局、住民福祉課または各地域市民センターへ4月以降早めに返却してください。

○社会保険などに加入し国民健康保険の資格を喪失している場合は、早急に届け出てください。

○前期高齢者(70歳～74歳)の人には高齢受給者証(白色)を、限度額適用・標準負担額減額認定証や特定疾病療養受給証をお持ちの人には新しい証を、3月下旬に別途送付します。受給者証に記載されている有効期限まで被保険者証と一緒にご使用ください。

○国民健康保険税に未納がある場合は納税相談の上、市役所で直接交付します。

■問い合わせ 市民課 戸籍住民係(☎0252)



市政への提案はがきから

市へ寄せられた「提案はがき」の中から、主な提案・意見に対する市の考え方を紹介します。

選挙の立会人に若い人など幅広い起用をして、選挙への関心を高めてはどうか

投票立会人は、選挙権のない人が投票したり、替玉投票が行われたり、投票の秘密が侵害されたりすることのないように投票の執行状況を監視するための機関です。選任に当たっては、当該選挙の候補者と関係のない公正な人物を選任するよう配慮しています。また青年や女性からも選任するよう努めています。

しかし、みだりに雑談や私語のできない状況で、拘束時間が長いこともあり、投票立会人に選任されることを拒む人も少なく、同じような顔ぶれ、同じ年代の人に偏る傾向があります。

若い人など幅広い起用をすることで、投票所の雰囲気をもろく変える効果や、投票への関心の高まりが期待されます。今後も、できる限り青年や女性からも選任するよう努めていきます。

■問い合わせ
選挙管理委員会事務局 (TEL) 210255)

公用車は市民から集めたバイオディーゼル(天ぷら油)で動かしてみてもどうか

一般家庭から排出される油(廃食用油)は、使用された回数等により酸化状態がそれぞれ異なりバイオディーゼル燃料への精製が困難であること、また収集体制上の問題などから市の現状では収集していません。

現在、市では、吉備国際大学の食堂等大量に排出される事業所の廃食用油を精製したバイオディーゼル燃料を購入し、平成18年11月からごみ収集車の一部で使用しています。

今後、状況のみて使用車両の拡大を行っていきます。

■問い合わせ
環境衛生課衛生係 (TEL) 210259)

Q 医療機関にかかるときの自己負担は？

A 今までの老人保健と同様、1割(現役並みの所得のある人は3割)負担です。

なお、負担割合は、毎年8月1日を基準日として、前年の所得および収入によって見直されます。

Q 65歳以上で一定の障害があり、制度の対象者に該当する場合(4月1日にすでに移行した場合を除く)は申請が必要なの？

A 岡山県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります、申請

は市役所で受け付けます。

申請は任意です。手続きの詳細は保険課へお問い合わせください。

Q 被保険者証の有効期限は？

A 今回送付する被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日です。

平成21年度からは、8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

Q 市外へ転出するときは？

A 転出するときは、市役所への届け出が必要です。

県外へ転出する場合は、被保険者証を返却してください。その際に「負担区分

証明書」を交付しますので、転出先で資格取得の手続きを行ってください。

県内の他市町村へ転出する場合は、返却された被保険者証の写しをお渡しします。転出先へ持参し、手続きを行ってください。

Q 被保険者証をなくしたら？

A 紛失したり汚損した場合は、再発行します。

免許証など本人確認のできるものと印鑑を持参し、市役所または各地域局住民福祉課で申請してください。

Q 所得者の「限度額適用・標準負担

額減額認定証」や、人工透析など長期疾病に該当する場合の「特定疾病療養受療証」はどうなるの？

A 今までの老人保健と同様、該当となる場合は市役所へ申請すれば交付されます。

なお、現在、老人保健法による「老人保健医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」(有効期限・平成20年3月31日)や、「老人保健特定疾病療養受療証」をお持ちの人には、新しい制度で引き続き使用できる証を、後期高齢者医療被保険者証と一緒に送付します。

■問い合わせ
保険課健康保険係 (TEL) 210258)